

北海道告示第11422号

令和3年北海道告示第11015号を次のように改める。

令和3年11月19日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
地域公共交通事業者等臨時支 援事業 地域住民にとって最も身近 な公共交通手段である乗合バ ス事業者、タクシー事業者及 び公共的な役割に寄与してい る又は、本道の観光を支える 貸切バス事業者に対して、今 後の事業継続とワクチン接種 の促進にも寄与するよう臨時 的に支援を行うことを目的と して、交通事業者に予算の範 囲内で支援金を交付する。	次に掲げる(1) から(3)までの要 件をすべて満たす 団体 (1) 次に掲げるア 又はイのいずれか の要件を満たすこ と。 ア 乗合バス事 業者、貸切バス 事業者又はタク シー事業者によ り構成されてい るもの イ 非営利団体 (法人格を有 し、法令により その構成員又は 設立者に剰余金 又は剰余財産の 分配を受ける権 利を与えないと規 定されているも の)であって、 運輸行政の円滑 な遂行に協力す ることで公共の	(1) 地域公共交通事業者等臨時 支援金 ア 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第 183号。以下「法」という。)第 3条第1号イによる乗合旅客 運送事業の実施に必要なバス車 両の維持に要する経費 ただし、令和3年5月末日時 点において保有している車両で あり、現に運行の用に供してい るものであって道路運送法施行 規則(昭和26年運輸省令第75 号。以下「規則」という。)第 10条第1項イの運賃を適用する バス路線又は規則第10条第1項 ハの運賃を適用するバス路線の 運行にのみ用いるものを除く。 イ 貸切バス事業者 法第3条第1号ロによる貸切 旅客運送事業の実施に必要なバ ス車両の維持に要する経費 ただし、令和3年8月末日時 点において保有している車両で あり、かつ、交付申請時におい て、法第5条第1行第3号に定 める事業計画に記載されている	補助対象経費欄 の(1)に掲げる 経費 定額 補助対象経費欄 の(2)に掲げる 経費 10/10以 内	要綱別記第1号 様式 総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様 式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 令和3年 11月25日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課	—	

	<p>福祉の向上に寄与することが期待されるもの</p> <p>(2) 道内に事務所等を有するもの</p> <p>(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しないもの</p>	<p>事業用自動車の数に含まれている車両。</p> <p>ウ タクシー事業者 法第3条第1号ハによる乗用旅客運送事業の実施に必要なタクシー車両の維持に要する経費 ただし、令和3年5月末日時点において保有している車両であり、現に運行の用に供している車両であってタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年5月19日法律第75号）第2条第2項に定めるハイヤーの用に供する車両及び規則第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車を除く。</p> <p>(2) 上記補助事業の交付事務のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費 ただし、人件費は交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p>						
--	---	---	--	--	--	--	--	--